

道徳の時間で活用する ～生命の尊さ～

下関市立彦島中学校 町田 政也

1 本場面におけるポイント

- かけがえのない生命について考え、感じる。
ハンセン病患者に対する差別について知り、私たちができることについて考える。
- ハンセン病について知る。
スライドの資料を使い、ハンセン病とは何か。ハンセン病患者に対する差別はどのようなものがあったかを知る。

2 授業の実際

1 主題名 ハンセン病とは？

2 ねらい

ハンセン病について知ることで、「かけがえのない命」への差別について考える。

3 展開

(1) 導入 私たちの道徳を使用（パワーポイントを使用）

教師：『私たちの道徳』の98ページを開いてください。（生命を考えるを朗読）

「人権の授業というと、どういうイメージがありますか？」

生徒：「かたいイメージ。」「社会科で習った。」「人の権利について考える。」

教師：「山口県の中学校では、ハンセン病のことについて学ぶことになっている。」

□ 指導上の留意点・支援・「私たちの道徳」活用のポイント等

98ページの「生命を考える」を読むことによって、今の自分が生きていること、同じように他の人も生きていること、そしてそれらが唯一無二であることを意識させたい。ハンセン病の学習に入っていくことを心がける。また、山口県の中学校の人権教育では、小学校で扱う10の人権課題に加え、「ハンセン病」についても学習することを伝え、関心を高める。



(2) 展開 ハンセン病についての説明・質問などを行う

教師：ハンセン病とはどんな病気ですか？

生徒：（※前の時間に県のDVDを観ている。）

アルマウエル＝ハンセンが、らい菌を発見したことから、「ハンセン病」と呼ばれており、先進国ではほぼ無くなったが、発展途上国では今でも多くの人々が、らい菌に感染している。感染力は非常に弱く、多剤併用療法で、薬を飲めば、確実に治る病気である。

教師：患者やその家族はどんな差別を受けたのですか？



教師と生徒の意見交換等：

昭和28年の「らい予防法」成立から、43年後の平成8年まで、在宅であった患者も強制収容され、完治した患者も後遺症の症状などにより、差別が続いた。風邪が治った人を「風邪だ」と言わないように、ハンセン病が完治した患者にも同じ接し方をすべきなのに、それが行われなかった。法律上は「ハンセン病」への差別はなくなったが、人々の心から、完全に差別の心がなくなったとは言えない。日本には「後遺症に苦しむハンセン病の『元患者』さん」がいる。本当に問題なのは、ハンセン病に対する間違っただけの理解と間違っただけの差別である。

□ 指導上の留意点・支援・「私たちの道徳」活用のポイント等

授業担当者が、今年の夏にハンセン病療養施設で学んできた、正しい知識と現状を、誤解を生まないように生徒に伝える。「かけがえのない命」という言葉を連想させる。

(3) 終末 長島愛生園と邑久光明園の写真資料と「私たちの道徳」の使用

教師：長島愛生園と邑久光明園の現状と写真記録の説明。

※山口県人会との交流写真、人間回復の橋、園内の風景等の映像を見せる。

生徒：写真の人物や風景などに興味をもち、真剣に話を聞いている。療養所に「納骨堂」が存在する事実に、差別の根深さを感じ取った生徒もいた。

□ 指導上の留意点・支援・「私たちの道徳」活用のポイント等

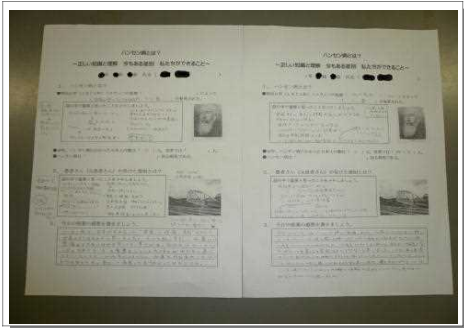
山口県人会の会長・副会長さんに許可をいただいた上で、写真を使用している。ハンセン病の元患者との交流を通して、授業者が学んだことを生徒に伝える。

園内の風景も紹介している。療養所の中に「納骨堂」があるという事実について伝える時に、その意味と、ハンセン病元患者に対する現在も残る差別の根深さを生徒と参観者に伝わるよう配慮する。

最後に「私たちの道徳」103ページの「生命のかけがえのなさについて感じたこと」について、文章を書かせる。



3 実践を振り返って



ハンセン病について知ることを通して、人権を扱った道徳授業の導入と終末の意識付けの部分で「私たちの道徳」98ページ～103ページを有効に活用することができた。生徒の感想としては、「ハンセン病のことがよくわかった。」「らい予防法が43年間も放置されたことは許せない。」という、新しい知識に対しての感想とともに、「命について改めて考えた。」「今日の授業を機会に、ハンセン病のことだけでなく、かけが

えのない命について考えていきたい。」などの感想が寄せられた。

なお、今回の道徳の授業は「学年道徳」の形を取り、保護者や地域の方々にも公開した。